住宅用火災警報器設置後の維持管理

定期的なお手入れをお願いします

火災警報器の感知部分に「ほこり」や「くもの巣」などがつくと、誤って警報を発したり、火災を感知しにくくなったりすることがあります。

火災警報器を安心して使用するためにも、定期的なお手入れをお願いします。

一般的な方法は次のとおりですが、商品付属の取扱説明書をよく読んでからお手入れ をお願いします。

一般的なお手入れ方法

- ・年に1回程度、中性洗剤を浸して十分絞った布で汚れをふき取ってください。
- ・ベンジンやシンナーなどの有機溶剤は絶対に使用しないでください。
- ・水洗いは絶対にしないでください。
- ・本体を改造したり、分解したりしないでください。

作動確認も忘れずに

火災警報器を設置した後は、月に1回程度、定期的に作動確認を行ってください。 火災警報器の「ボタンを押す」あるいは「引き紐をひく」ことで警報音がきちんと鳴るかどうか確認することができます。

さらに、次のような場合にも、作動確認をおすすめします。

作動確認の時期 (推奨)

- ・電池を交換したとき。
- ・お手入れを行ったとき。
- ・3日以上留守にしたとき。

なお、商品によっては作動確認 (テスト)の時期や方法が若干異なりますので、商品付属の取扱説明書をよく読んでから確認を行ってください。

廃棄の際は「家庭ごみ」で

北九州市では、不用になった火災警報器(電池を含みます)は「家庭ごみ」として取り扱います。廃棄する際は、北九州市の指定袋に入れて、所定の日に家庭ごみステーションに出してください。 特殊なタイプであるイオン化式のものは家庭ごみとして取り扱えません。